

落札差金の取扱いについて（検討メモ）

（１）課 題

公共事業の落札差金の取扱いについて、事業推進に活用すべきか、財政健全化のために 2 月補正で減額すべきか。

（２）現 状

○落札差金の定義

- ・ 落札差金とは、予定価格と落札価格との差。
- ・ 債務負担行為による複数年に跨る契約の場合もある。
- ・ 予算計上額との関係は、「予算額＝予定価格」となっていない場合が多い。
- ・ 活用できる落札差金とは「予算額」と「落札価格」の差。（資料 1）

○落札差金の取扱いの現状

- ・ 原則として補正で減額しているが、枠予算の公共事業については、落札差金を使って事業推進に活用している。
- ・ 平成 18 年度に発生した落札差金については、「行財政改革プログラム案」による削減率（10%）を超える部分について翌年度以降の予算を削減するという取扱いとした。（資料 2）（資料 3）
- ・ 他府県状況（資料 4）
- ・ 落札状況（資料 5）

（３）論 点

●下記の考えがある中、どのような取扱いとするべきか。

- ・ 「財政再建プログラム案」による府民への影響（事業が遅れる）を緩和するため、落札差金を活用して事業の推進を図るべき。
- ・ 維持補修等については、施設の長寿命化を図るためにも必要ではないか。
- ・ 「財政再建プログラム案」により全ての事業費を削減している中で、公共事業のみ落札差金を使ってまで事業を推進する必要は無い。
- ・ 落札差金を補正で減額とした場合、国庫補助金の取扱いをどうして行くのか。
（国庫補助金を返還することになり、後年の国庫補助金が減少。）
- ・ 予算の使い切りとの関係をどう考えるか。

（４）今後の対応（案）

国庫補助事業については、財源確保の観点から事業推進に活用することも可とするか。但し、「財政再建プログラム案」による削減率（20%）程度が限度ではないか。